

平成 2 9 年度
第 4 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第4回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成29年11月10日（金）午後2時

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 14番 佃 光
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者1）
- 20番 森 吉朝
- 24番 古川 浩平

欠席委員 6人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 5番 上砂 正義
- 13番 橋本 修
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐 西谷 茂浩
- 農地係 長 多田 利浩
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副 主 幹 中野 清作
- 副 主 幹 横井 和久

主任技師 稲積 直子
嘱託職員 田所 清美

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
- 議案第13号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について
- 議案第14号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供について
- 議案第16号 農用地利用配分計画（案）について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(兔子尾会長職務代理者1) ただ今から平成29年度第4回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中18人で、総会は成立しております。

なお、三笠会長、上砂委員、橋本委員、宮武委員、橋田委員、神内委員から欠席の連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は10番三好委員、19番兔子尾委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、小作人の孫へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので離作補償はありません。転用が伴うため農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。また農地の譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

2番と3番は、賃借人が耕作不便のため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番・6番は、賃借人が自ら耕作するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

7番は、民事調停法第17条に基づく調停に代わる裁判所の決定により残存小作による賃貸借契約が解除されたもので、離作補償は有りません。

8番は、賃借人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、第三者が転用するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権33番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、一筆は第三者が転用し、もう一筆は別の農家へ譲り渡すため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権7番、譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。

2番は、貸人が近日中に転用する予定のため返還を受けたものです。

3番は、貸人が香川県農地機構を介して別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

4番も、貸付先を変更するため香川県農地機構へ返還するものです。別の農家へ貸し付けるための農用地利用配分計画があり、議案第16号に関連しています。

5番も、3ページ頭書に続いており、借人が健康上の理由のため香川県農地機構へ返還するものです。全筆について、別の農家へ貸し付けるための農用地利用配分計画があり、議案第16号に関連しています。

6番と7番は、貸人が近日中に転用予定のため返還を受けたものです。

8番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権19番のとおりです。

9番は、地元の集落営農団体へ農作業を委託するため返還を受けたものです。

10番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

11番は、借人が労力不足のため返還したものです。

4ページをお開きください。

12番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

13番は、借人が労力不足のため返還したものです。

14番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権36番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について14件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書 5 ページをお開きください。

1 番は、平成 29 年 8 月 21 日付けで共同住宅用地として転用申請していましたが、転用計画の中止により取下願があったものです。

以上、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 2 号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 2 号は受理することに決定いたします。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 6 ページをお開きください。

1 番は、2 階建 1 棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 459.46 平方メートルあります。

2 番も、2 階建 1 棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和 48 年ごろに造成及び建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 278.49 平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3 番は、2 階建 3 棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、レインボーロードに近く交通の利便性が良く、宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4 番は、2 階建 1 棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、レ

インポーロードに近く交通の利便性が良く、宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、平屋建1棟の貸倉庫・露天作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自営で内装業を営んでいる申請者の息子への貸施設で、自宅に隣接しているため作業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます

一般基準については、申請地は昭和55年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、平屋建1棟の貸住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに建築済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が312平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、228.59平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は現在建設中の共同住宅の隣接地に在り、共同住宅入居者用の駐車場が不足することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。共同住宅敷地と一体開発許可となることから、農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

議案書7ページをお開きください。

9番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が4.50平方メートルあります。

10番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際、宅地と家財道具等を収納する倉庫が不足しているため拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、住宅部分は昭和57年5月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が469.09平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.25平方メートルを360枚、10基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から約20メートルと近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成28年7月27日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも同年9月20日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く交通の利便性が良く、近隣事業者からの利用申込みもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅・倉庫を建築する際、宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年1月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が277.24平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、個人で営んでいる塗装業の倉庫用地と農業用の納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は自宅に隣接し利用効率が良く、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との

調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が266.78平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築する際、宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年2月ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が462.82平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、平屋建1棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有地は他に無く、現在借家に住んでいる母への貸住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が132.84平方メートル有ります。

17番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が537.11平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成29年8月21日付けで共同住宅用地として許可申請をしていましたが、転用計画の中止により取下願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、平成29年3月16日付けで共同住宅用地として許可を受けていましたが、進入路が狭く共同住宅への進入路を追加し、開発区域を拡張するため事業計画変更申請するものです。

2番は、平成29年1月19日付けで仮設事務所・露天駐車場用地として一時転用許可を受けていましたが、継続工事の落札・受注に伴い工事完了時期を平成29年8月31日から平成30年3月30日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

3番は、平成28年11月10日付けで分譲住宅用地として許可を受けていましたが、近隣事業者からの貸駐車場利用要望に伴い露天貸駐車場用地として事業計画変更申請するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたします。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表し、私、兔子尾から概要を説明します。

今回の特別現地調査委員は、三好委員、赤松委員と、私の3名で現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の4番、7番、9番、11番及び賃借権の1番は香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して三好委員及び赤松委員から報告をお願いします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、まず、所有権について説明申しあげます。

それでは、別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立玉藻中学校南西500メートルに在り、12区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、200メートルほど東に在るレインボーロード沿線は商業施設が数多くあり生活に便利で、周辺は宅地化が進み住環境が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立太田小学校北150メートルに在り、9区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、自社が開発した住宅団地に接続し、150メートル東に在るサン・フラワー通り沿線は商業施設が数多くあり生活に便利で、周辺は宅地化が進み住環境が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、自社の開発道路が利用でき、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が4.85平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、香川県立高松桜井高等学校北50メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、レインボーロードに近く交通の利便性が良く、100メートルほど北側一体は、都市計画用途地域で宅地化が進み、教育・商業施設が整い住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番の申請地は、高松市立多肥小学校南東500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線に近く交通の利便性が良く、西側一体は転用者及び同族会社が開発分譲中の団地があり、宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は土地所有者が自宅への進入路が狭く昭和55年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が18.70平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開き下さい。

5番の申請地は、高松市立仏生山小学校南600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市立仏生山公園に近く、隣接には大規模住宅団地があり住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が、61.10平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立牟礼中学校東500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線及び琴電やJRの駅に近く交通の利便性が良く、東側及び西側が都市計画用途地域に200メートルと近く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、7番からは赤松委員が説明します。

赤松委員 現地調査委員の赤松です。7番からは私が説明します。

7番の申請地は、サンメッセ香川東400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークを中心とする都市計画用途地域に50メートルと近く、周辺は宅地化が進み教育・商業施設が整い住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、香川県立図書館南500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、香川インテリジェントパークを中心とする都市計画用途地域に500メートルと近く、周辺は商業施設が整い生活に便利で、西側は自社が開発した分譲住宅、東側は共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市立大野小学校南900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に近く交通の利便性が良く、沿線は商業施設が整い生活に便利で、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止し、併用する用悪水路等が76.65平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページをお開き下さい。

10番の申請地は、高松市立円座小学校北西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線及び琴電琴平線円座駅に近く交通の利便性が良く、周辺は商業施設が整い生活に便利で、都市計画用途地域にも近く分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

11番の申請地は、高松市立鬼無小学校南東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・善通寺線及びJR鬼無駅に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が928.83平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知9番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページをお開きください。

賃借権について説明します。

1番の申請地は、高松市立香南小学校北700メートルに在り、建設機械のリース・販売修理業を営む転用者が事業拡大に伴い、リース機材の置場が不足し新たな露天重機・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の重機・資材置場の東隣で利便性が良く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5ページをお開きください。

使用貸借について説明します。

1番の申請地は、高松市立浅野小学校北東800メートルに在り、本年6月に法人設立した電気工事業を営む転用者が、代表者の農地を使用貸借により借り受けて事業用の倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、昭和49年1月に土地改良法による換地処分が行われた第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社敷地の東隣で、5戸以上の家屋の敷地が概ね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、所有者の父が納屋として平成5年ごろに建築済みですが、法人設立に併せ事業用倉庫とするもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。法人事務所として利用している併用宅地が651.19平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権11件、賃借権1件、使用貸借1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

2番の転用者は、鉄工所を経営しており、事業所の駐車場が手狭であることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年12月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が426.33平方メートルあります。併せて、無断転用の解消を図るものです。農地法第18条6項の規定による通知1番に関連しています。

11ページを御覧ください。

9番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページを御覧ください。

10番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が91平方メートルあります。

11番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、自治会館用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接し宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、フェンシング練習場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅に隣接し利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が122.21平方メートルあります。

13ページを御覧ください。

18番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は病院、コミュニティセンターも整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、水道工事業を営んでおり、事業拡大に伴い現事業所が手狭となったため事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

22番は、息子が代表を務める法人がレンタカー業を営んでおり、事業量の増大により駐車場が手狭となったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所に近接し利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が150平方メートル有ります。

なお、本来であれば法人が転用者になるところですが、資金の関係により法人の役員を務める転用者が取得し法人に貸し付けるものです。

23番は、放課後児童の増大により施設が手狭となったことから、高松市立三溪小学校放課後児童クラブ施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地と小学校は、市道を挟んで向かい側にあるため利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用学校用地等が11.733平方メートル有ります。

14ページを御覧ください。

25番の転用者は、給食弁当の製造販売事業を営んでおり、工場従業員のための託児所施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近く、周辺は病院、公共施設も整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接し宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が45平方メートル有ります。

27番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校、商業施設も整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、運送業を営む法人代表者が法人への貸事務所・車輛置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、賃借している既存施設を返却しなければならず、新たな事務所・車両置場を必要とするもので、高松西インターチェンジに近く事業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除計画も適切であると考えます。なお、本来であれば、法人が取得し転用申請すべきですが、資金の都合上、法人代表者が取得し法人に貸

し付けるものです。

30番は、医療法人が露天駐車場・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は商業施設や学校等も整い宅地化が進んだ地域で、既存駐車場が狭く新たな駐車場を確保するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページを御覧ください。

31番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

32番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺には公民館、病院があり宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

34番は、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年4月ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

35番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接し宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16ページを御覧ください。

36番の転用者は、家具製造販売業を営んでいる法人の代表者で、事業量の増大により駐車場が手狭となったことから、法人への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高

松市道に面し車両の出入りもし易く宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る返還通知14番に関連しています。なお、本来であれば、法人が取得し転用申請すべきものですが、資金の関係から代表者が取得し法人へ貸すものです。

37番の転用者は、衣料品販売業を営んでおり、事業量の増大により既存倉庫が手狭となったことから、新たな倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされて結果、県道13号線に30メートルと近く製品輸送に便利な交通の利便性の良い場所であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3,961.25平方メートル有ります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

17ページを御覧ください。

1番の転用者は、ショッピングセンターを営んでおり、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、介護事業を営んでおり、介護施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年3月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が291.65平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番の転用者は、飲食店を営んでおり店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年4月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番の転用者は、土木建築業を営んでおり、ため池の土木工事受注に伴い仮設休憩所・トイレ・露天資材置場用地として平成29年11月20日から平成30年3月31日までの間

一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業場所に近接しており作業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実に認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

18ページを御覧ください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、隣接地での建築工事に伴い駐車場・資材置き場用地として平成29年12月1日から平成30年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、建築場所に近接しており作業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実に認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、父所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地のうち、分譲団地の横で管理がしがたい農地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項による許可申請使用貸借1番に関連しています。

4番は、隣接している建築現場の仮設進入路として平成29年12月1日から平成30年4月30日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、建築場所に近接しており作業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実に認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、事業量が増大し駐車場が不足しているため、法人代表者の農地を借り受けて露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所から200メートルと近く市道にも面しており利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年5月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が30平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、分家住宅の建築であり、実家に近く農作業も手伝い易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成6年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、勤務する事務所に近く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家横であり親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて、無断転用の解消を図るものです。

19ページを御覧ください。

10番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が210.04

平方メートル有ります。

11番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺農地での耕作もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、弟所有の農地を借り受けて農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地拡張であり、他の土地に代えて転用できないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が641.10平方メートル有ります。

14番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が23.15平方メートル有ります。

15番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、5戸以上の家庭の敷地がそれぞれ概ね50メートル以内の距離で連たん集合している集落に在り、第1種農地の不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、法人代表者の農地を借り受けて車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所近くで利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が43.54平方メートル有ります。

20ページを御覧ください。

19番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近くで親の面倒も見れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地に近く通作に便利なことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実

家に近く親の面倒も見易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について所有権26件、賃借権4件、使用貸借20件、計50件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

続きまして議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題

とします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

21ページをお開きください。

1番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、解約された残存小作地を経営規模の拡大を希望する小作人の孫へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

3番から5番までは、譲受人の所有農地の一部を第三者が転用するため、転用で無くなる農地の同等面積を転用地の隣接農地所有者から譲り受け農業経営を維持するもので、取得後は水稻を作付けするものです。5番は使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

6番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件を満たします。

8番と9番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

22ページをお開きください。

11番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・ミカンを栽培するものです。

12番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

13番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

14番は、農業後継者へ部分贈与するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

15番は、農業後継者へ一括贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。贈与税については、相続時精算課税制度を選択します。

23ページをお開きください。

16番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻・麦を作付けするものです。

17番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

18番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻・麦・ミカンを栽培するものです。

19番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており、要件を満たします。

20番は、申請地の近隣に農地を所有し経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

21番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

24ページをお開きください。

1番は、隣接農地を共同住宅用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

2番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

3番も、経営規模拡大を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権19番に関連しています。

4番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ10年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き水稻を作付けするものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転21件、使用貸借4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定

による許可申請については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号 非農地証明願についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書25ページをお開きください。

1番から6番までは、30年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもの、1枚めくっていただき、議案書26ページをお開きください。

10番は、平成元年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案書25ページにお戻りください。

7番は、平成元年ごろから道路として利用しているもの、8番、9番は、農業用水路として、8番は昭和42年ごろから、9番は昭和61年ごろから利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書27ページをお開きください。

1番について、現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたします。

事務局の説明を求めます。

次に、議案第11号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第11号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1ページをお開きください。

平成29年10月16日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

2ページをお開きください。

平成29年10月16日付けで坂出市の採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

4ページ以降には、位置図、現況平面図、利用計画図、断面図、求積図、工程表を付しています。

先頭ページをお開きください。

申請地は、高松市国分寺町の国道11号線の市境界から1.5キロメートル北に位置する国分寺町国分字大明神原の山林2.5750haです。土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）及び土砂等埋立です。

変更内容は採石事業継続に伴う開発計画の延長27箇月であり、完了日も平成29年11月28日から32年11月28日に変更するものです。

去る10月25日に国分寺地区担当委員と地区担当職員とで採石場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺には農地はなく地元委員と協議した結果、本開発による直接の影響はないと判断されますので高松市長には「開発区域は山林であり、周辺の本市内には農地及び農業施設はなく問題ありません」と回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。御発言が無いようでありますので、議案第11号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたします。

次に、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の1ページをお開きください。

平成29年10月20日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

4ページをお開きください。

平成29年10月17日付けで坂出市の採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

6ページ以降には、計画書、位置図、計画平面図等を付しています。

1ページをお開きください。

申請者及び申請地は、議案第11号の資料1で御説明しました事案と同一であり、現地調査も土地開発行為協議に係る調査と併せて実施しております。

地区担当委員と協議した結果、周辺には農地がなく直接の影響はないと判断されますので高松市長には「採取は山林であり、周辺の本市内には農地及び農業施設はなく問題ありません」と回答したいと考えております。

以上、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見については原案のとおり回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見については原案のとおり回答することに決定いたします。

次に、議案第13号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

田所職員 議案13号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について御説明申しあげます。

資料3の2ページを御覧ください。

平成29年10月12日付けで高松市長から高松市産業廃棄物処理等指導要綱第13条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について照会がありました。

これは、3ページのとおり、平成29年10月3日付けで産業廃棄物処理事業者から高松市長宛に事前指導申出書が提出されたことによるもので、施設の設置場所は、高松市西植田地区に在り、4ページの位置図の丸で示しているところです。

5ページは施設の平面図を付けています。設置内容の詳細は、6ページ、7ページの事業計画書のとおりで、既に廃棄物処理業等を営んでいる事業者が新たに廃プラスチック等の破碎施設を既存施設内に設置するもので、処理業務に伴う汚水の発生はなく、水質や土壌に与える影響もないものとされています。

8ページと9ページに破碎機の図面を付けています。

1ページを御覧ください。

10月25日に西植田地区委員と地区担当で現地調査を実施し10月30日の地区部会で審議した結果、施設と農地は近接しておらず、農作物への影響は考えにくいとの意見でしたが、不測の事態が起きないように注意を喚起し万全を期す意味から、5の農業委員会の意見(案)のとおり「産業廃棄物処理施設は、農地以外の土地の既存施設内に設置されるもので、農地法に係る許可等の必要はないが、処理に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答するものです。

以上、議案第13号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号は、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は原案のとおり意見を付して回答することに決定いたします。

次に、議案第14号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料4 を御覧ください。

平成29年11月1日付けで高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

中段に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が9件、合計面積が2,528.34平方メートルでございます。

次ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、1件、面積が2,322平方メートルです。

以上、議案14号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第14号は異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は異議のない旨回答することに決定いたします。

次に、議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供について御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

農地法第52条本文中に、「農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」と規定されていることから、市内各地区における賃借料の目安になるものとして、農業委員会のホームページや農業委員会だよりで情報提供を行うもので、平成21年の農地法の改正から始めて、今回で9回目となります。データの内容につきましては、平成28年3月31日、同年10月31日、29年3月31日及び同年10月31日付けの公告で農業経営基盤強化促進法により賃借された計4回分の集計データを基に地区別の平均額・最高額・最低額を掲載しています。賃借のデータ数は674件で、金額は100円未満を四捨五入し百円単位としています。

なお、参考として、使用貸借による貸し借りの件数を右端に掲載しています。

以上、議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

富本委員 議長—— 15番。

議 長 15番—— 富本委員。

富本委員 これは現状を反映しているのですか、金額が実際より高めに感じますが。

三好委員 議長—— 10番。

議 長 10番—— 三好委員。

三好委員 逆に、残存小作地の小作料と比べると安過ぎると指摘されることもあります。

議 長 事務局より説明を求めます。

川西事務局長 この金額は、実際の利用権設定の賃貸借の借賃から算出したものです。有償の貸し借りのみのデータを用いて平均値を出しています。使用貸借については、件数のみを公表することにしており平均金額の算出には反映させていません。

また、これは、これから利用権設定を行う場合の参考としてもらうためのもので、残存小作地の小作料は考慮しておりません。

なお、平成21年の農地法の改正により、賃借料データの公表が義務付けられていますので、市のホームページや農業委員会だよりで公表することとしています。

議 長 事務局からの説明で御理解いただけましたでしょうか。議案第15号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号は承認することに決定いたします。

次に、議案第16号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第16号 農用地利用配分計画（案）について御説明申しあげます。

資料は、横長の1枚ものの集計表と、資料6の1、6の2を御覧ください。

今回、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、高松市長から農用地利用配分計画について、2件の意見伺いが提出されております。どちらも県の認可公告日は平成29年12月26日の予定になっています。

資料6の1を御覧ください。

11月1日付け高農第533号で提出されたものでございますが、8月の農業相談会で貸し借りの対象となり、10月の定例総会で農用地利用集積計画の承認をいただき、10月31日付けで公告した農地のうち、農地中間管理事業を利用したもので、現在、出し手から香川県農地機構が賃借権等の中間管理権を取得した状態となっているものです。

これを同機構から受け手に賃借権等の利用権を設定するため香川県の農用地利用配分計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されたものです。

なお、高松市東部と西部を合わせて、申出件数129件、筆数375筆、面積が385,150.71平方メートルで、認可告示は12月26日を予定しております。

次に、資料6の2を御覧ください。

11月8日付け高農第553号で提出されたものですが、これは27年と28年において、中

間管理事業を利用して、既に耕作者に農地の貸付けが行われていた案件ですが、この度、借り手側の都合により耕作の継続が困難となったため、借り手から香川県農地機構に返還された農地を別の耕作者に貸付けを行う利用配分計画で、同計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されているものです。

申出件数 7 件、筆数 24 筆、面積が 29,604 平方メートルで、認可告示は先ほどのものと同日の 12 月 26 日を予定しております

なお、本件に係る従前の使用貸借に関する香川県農地機構への農地返還通知は議案第 1 号のイ、番号 4 と番号 5 です。

以上、議案第 16 号 農用地利用配分計画（案）の 2 件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 16 号については異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 16 号については異議の無い旨回答することに決定いたします。

次に、報告 農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について平成 29 年 10 月 6 日から 11 月 6 日分までを報告いたします。

資料 7 を御覧ください。

まず、許可件数ですが、9 月以前の議決分といたしまして 4 条が 2 件、5 条 9 件、10 月議決分といたしまして 4 条が 9 件、5 条が 27 件、合計で 4 条が 11 件、5 条が 36 件です。

許可保留件数につきましては、9 月以前の議決分といたしまして 4 条が 0 件、5 条 7 件、10 月議決分といたしまして 4 条が 1 件、5 条が 4 件、合計で 4 条が 1 件、5 条が 11 件です。

取下げにつきましては、4 条、5 条ともに 9 月以前の議決分で各 1 件ありました。

次に、許可保留及び取下げの内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4 条関係で、9 月議決分の 12 番が先ほど御審議いただいたもので、10 月 20 日付けで取り下げられました。

次に、10 月議決分の 4 番が開発許可、建築基準法道路許可未了により許可保留となっております。

2 ページを御覧ください。

5 条関係で、中段の 8 月議決分の 8 番が直近事業造成工事未了により、また、10 番が開発許可・直近事業造成工事未了により、17 番が開発許可未了により許可保留となって

おります。同じく5条関係の下段の9月議決分の6番が開発許可、直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

同じく5条関係で、9月議決分の17番、21番が開発許可未了により、また、使用貸借の2番が建築基準法道路許可未了により許可保留となっております。さらに最後の使用貸借4番が先ほど御審議いただきました案件で、10月20日付で取下げとなりました。

4ページを御覧ください。

5条関係で、10月議決分の3番、10番が開発許可未了によりまた、16番が開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係で、賃借権の2番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で許可状況の報告を終わります。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成29年度第4回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時50分閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員